

# 定 款

株式会社イーガイア

平成	22年	12月	1日	作成
平成	22年	12月	1日	公証人認証
平成	22年	11月	30日	会社成立

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社イーガイアと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 社宅の管理、賃貸、売買、およびこれらの仲介ならびに事務代行業務
2. 不動産のサブリース事業
3. 不動産の仕入販売及び管理、賃貸、売買ならびにその仲介
4. 不動産総合コンサルティング業務
5. リフォーム・リノベーション企画コンサルティング業務
6. 建築業・建築コンサルティング業務
7. コールセンターの運営業務
8. 引越請負業者への取次仲介業務
9. インターネットを利用した各種情報提供サービス
10. インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託
11. 販売促進ならびに印刷物に関する企画、制作、実施
12. 企業の広告・宣伝などのマーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング業務
13. 集合住宅・ホテル構内へのブロードバンド設置サービスならびにISP運営
14. 集合住宅への地上デジタルアンテナ設置ならびにチューナー販売取次業
15. 家具インテリア販売
16. 損害保険代理業務
17. 生命保険の募集に関する業務
18. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社は株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第9条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して当会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

### (議長)

第16条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上をもってこれを行う。

### (代理人)

第18条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

### (議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

## 第4章 取締役

### (取締役の員数)

第20条 当会社は、取締役3名以上を置く。

### (取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会の決議によって、取締役社長を選定し、必要に応じて専務取締役



及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社外取締役の責任限定契約)

第24条 当会社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 取 締 役 会

(取締役会の設置)

第25条 当会社は、取締役会を設置する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

## 第6章 監 査 役

(監査役の設置)

第30条 当会社は、監査役を置く。



(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は1名以上とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(社外監査役の責任限定契約)

第34条 当会社は、会社法第427条の規定により、社外監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第36条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

- ② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。  
③ 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

上記は、当会社の定款に相違ありません。

平成26年 5月 8日

株式会社イーガイア

代表取締役 藤原 祥

